

### 第3期千葉市障害福祉計画(案)に対するパブリックコメント手続の実施結果

「第3期千葉市障害福祉計画(案)」に対するパブリックコメント手続を実施したところ、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

いただいたご意見に対する「市の考え方」を取りまとめましたので、その内容を以下のとおり公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約または集約して掲載させていただきましたので、ご了承ください。

#### 千葉市保健福祉局高齢障害部障害企画課

<b>1 実施結果</b>	
(1) 募集期間	平成24年2月20日(月)～平成24年3月19日(月)
(2) 募集結果	
① 提出者数、意見数	2件(団体1、個人1)、12件
② 提出方法	持参(一部電子メール)及びファクシミリ
③ 市の対応状況	
1. 原案を修正したもの	0件
2. 実施にあたり配慮するもの	0件
3. 原案どおりとしたもの	12件

#### 2 意見の概要と市の考え方

No	区分	意見の概要	市の考え方
1	計画の基本的な考え方	入所施設で暮らす利用者への支援は現状よりさらに充実したものにすべきと考えます。高齢者対策、医療費負担の軽減・補助の充実などで、「現状維持を基本とする」は何もしないと解釈されます。	障害福祉計画は、国の定める基本指針に即して策定することとされております。 この基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、施設入所者数の削減目標を定める旨が規定されております。 しかし、本市においては入所待機者の状況から、入所施設の必要性を考慮して、この削減目標を定めないこととしました。
2	計画の基本的な考え方	施設入所支援については、入所待機者に加え、今後特別支援学校卒業生が毎年増加している状況を踏まえた計画にすべきである。	また見込量については「入所施設の必要性」と「地域移行の促進」の両方を勘案して現状の数値で推移するものと見込みました。
3	計画の基本的な考え方	真に施設入所支援が必要な重度障害者もあり、縮小すべきではない。	
4	計画の基本的な考え方	市民の障害に対する理解が改善しておらず、自立・安心した地域生活をおくる環境にない。	地域住民の理解や交流については、平成22年度に策定した「第2次千葉市障害者計画」の基本目標5「理解と交流の推進」に沿って、今後も障害に対する理解を促進していきます。

5	計画の基本的な考え方	グループホーム・ケアホーム等の受け皿もないまま地域生活移行の促進だけの計画は納得できません。	地域移行の受け皿となる居住の場の確保の必要性は十分認識しており、計画案のとおり、今後、グループホーム・ケアホームの整備に必要な助成を行うこととしております。なお、平成24年度から、グループホーム等の入居者に対する家賃助成の上限額を引き上げることとしております。
6	計画の基本的な考え方	グループホーム・ケアホームで安心して暮らせるよう、昼夜間の支援、障害年金の中で生活できる補助の充実、介護が必要となった時の支援などを計画において示してほしい。	また、介護が必要となった際の支援としては、訪問系サービスの充実を図ることとしております。なお、この計画の対象ではありませんが、高齢者介護サービスへの移行も考えられます。
7	計画の基本的な考え方	18頁「千葉市の目標」について、入所定員の削減目標が示されないのに、20%以上の地域移行を目標とする根拠をご提示ください。	地域移行の取り組みを進めていく一方で、現に施設入所を希望している入所待機者が数多くいることから、入所定員については削減目標を設定しないこととしました。また「20%以上」の根拠については、国の基本指針において、入所者の地域移行の目標値が平成17年10月1日時点の入所者数の1割から3割に高められたことに伴い、本市においても今後、新たにこの2割相当の地域移行を目指すこととしたものです。
8	計画の基本的な考え方	実際に地域移行した障害者275人の具体的な移行場所や生活状況及び周辺環境などを調査・検証し、その結果を関係者に公開すべきである。	平成18年から平成23年までの地域移行者275人の移行先は、ケアホーム、グループホーム、一般住宅、家庭復帰などとなっております。また、移行した一人一人の細かい周辺環境を追跡・調査することは困難です。
9	指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	21頁(3)居住系サービスについて「老朽化した既存入所施設の環境整備の促進」をお願いしたい。	障害福祉サービス等の見込量確保の方策としては計画に反映いたしません。今後の取り組みの参考とさせていただきます。
10	指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	短期入所に関して、事業者の参入を促すために、情報提供を行う以外に方策はないのか。	事業者に対して、利用者の要件や報酬単価などの情報提供を随時行うなどにより、一層の事業者の参入を促してまいります。
11	指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	グループホーム・ケアホームの利用実績が伸びない理由の「物件の確保が困難であること」に対する方策が必要である。	計画案にあるとおり、今後、グループホーム・ケアホームの整備に必要な助成を行うことにより、事業者の参入を図りながら整備をすすめてまいります。

1 2	その他	<p>自閉症の入所施設利用者が地域移行するには、福祉サービスの日中活動利用のほかに行動援護が必要となりますが、行動援護は障害程度区分3以上及び区分認定調査の行動関連11項目とてんかん発作の頻度を加え、10点以上該当しないと、行動援護サービスを受けることができませんので、市独自の緩和措置にて福祉サービスの整備をお願いしたい。</p> <p>併せて、自立支援医療を受けている人は、ホームヘルプサービスを受けることが出来るそうですが、障害者が利用できる福祉サービスの説明と利用の仕方を周知してください。</p>	<p>行動援護は、障害程度区分3以上で、行動関連項目の合計点数が8点以上の方が受けることができます。</p> <p>また、障害者が利用できる福祉サービスの説明や利用の仕方については、毎年度発行している「障害者福祉のあんない」において一般向けの周知を行っているほか、各相談支援機関等において、個別の相談にも応じております。</p> <p>なお、自立支援医療は、障害の軽減や進行の防止、機能の回復のための治療を行う場合にその費用の一部を公費負担する制度であり、ホームヘルプサービスなどの障害福祉サービスを受けるための要件とはなっておりません。</p>
-----	-----	---	---